

## 誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・ 介護の実現を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大により「医療崩壊」や「介護崩壊」が生じ、国民の命と健康が脅かされる事態が広がりました。それにもかかわらず、政府は「地域医療構想」に基づき、入院病床数の削減や医療機関の再編・統合を推進しています。この政策では、特に高度急性期や急性期の病床数を減少させ、在宅医療への誘導を進めています。

広島県内では、平成25年から既に6,000床の入院病床が削減され、高齢者をはじめとする社会的弱者が医療へのアクセスを失う状況が生じています。その結果、在宅孤独死の増加が顕著になっています。また、病院や診療所、介護事業所も次々と閉鎖され、医療提供体制の崩壊が進んでいます。令和5年度には、医業利益で赤字病院の割合が74.9%に達し、倒産件数は過去最多となる55件を記録しました。特に地方の小規模病院が大きな影響を受けています。介護施設でも、令和6年には介護事業者の倒産件数が172件に達し、これも過去最多となりました。このうち訪問介護事業が全体の7割を占めており、介護業界全体が厳しい状況に置かれています。この問題の背景には、病院や介護事業所における慢性的な人手不足や物価高騰、さらには医療・介護報酬の引き下げがあります。特に人手不足に関しては、そこで働く労働者の賃金が高齢者数が増える令和22年頃を見据え、さらなる「地域医療構想」の策定を進めています。

地域に病院が存在することで、その地域で安心して暮らすことができるだけでなく、病院や介護・福祉施設があることで働く人が集まり、地域の活性化にもつながります。しかし、政府は高齢者数がピークを迎える令和22年頃を見据え、さらなる「地域医療構想」の策定を進めています。

よって政府におかれましては、国民の財産である医療提供体制を維持し、どこに住んでいても安心して医療や介護を利用す

きる社会を実現するために、次の事項を実現されるよう強く要望します。

#### 記

- 1 公立公的病院の統廃合や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療、介護体制の充実を図ること。
- 2 医療や介護現場の労働者の賃上げと人員配置増と、医療機関及び介護事業所の事業・経営が継続できる内容となるよう、診療報酬・介護報酬の改定を実施すること。
- 3 すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年7月1日

尾道市議会

関係行政庁あて